

18振学助第43号  
平成18年11月28日

関係各研究機関経理事務責任者 殿

文部科学省研究振興局学術研究助成課長

磯谷 桂介

(印影印刷)

科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための  
措置に係る資料の提出について(依頼)

科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置に当たってのルールの改正等については、平成18年11月28日付け18文科振第559号研究振興局長名通知により通知したところです。

当該通知別添1の「2 経費管理体制等に関するチェック機能の強化(3) 補助金応募手続きにおける機関管理状況報告の組入れ」に関しては、平成20年度科学研究費補助金から、公募要領により関連書類の提出を求め、併せて検証することとしておりますが、平成19年度科学研究費補助金の応募分についても、所属機関の経費管理・監査体制等の状況を確認させていただきたいと考えております。

については、平成19年度科学研究費補助金に係る応募書類を取りまとめ提出した機関におかれては、大変恐縮ですが、別紙様式「研究機関における経費管理・監査等の実施状況に関する資料」を作成していただき、平成18年12月25日(月)までに、応募書類を提出した機関(下記参照)に、それぞれご提出くださるようお願いいたします。

記

応募した研究種目	資料の提出先
特別推進研究、特定領域研究	文部科学省
基盤研究、萌芽研究、若手研究	独立行政法人日本学術振興会

なお、資料の作成に当たっては、応募時に提出していただいている資料等を適宜引用・添付し、説明していただくことは差し支えありません。

連絡先: 研究振興局学術研究助成課  
研究推進係(電話03-6734-4183)

## 科学研究費補助金の不正使用防止対策として講ずる措置

科研費の不正使用防止に関しては、これまで 機関管理の義務化、 応募資格の制限、 ルールの明確化及び周知徹底などの対応を実施してきたところであるが、更に、以下の対策を講じることにより、抜本的な防止を図る。

### 1 研究機関における管理体制（機関管理）の改善

補助金の管理を行う研究機関において、以下の対応を義務化する。

#### （1）研究機関における自己管理体制の強化

研究費の不正対策検討会が本年度に策定する予定の「研究機関における公的研究費の管理・監査の実施基準（ガイドライン）（仮称）」を踏まえ、各研究機関が自主的に不正行為を防止するための経費管理・監査体制を整備すること。

#### （2）適正な補助金の執行管理の徹底

##### 物品費の支出における適正化

- ・ 検収行為を一元的に行う検収センターの設置など事務体制を整備すること。
- ・ 会計事務職員により検収行為（購入物品の納品検査）を徹底すること。必要に応じ、研究職員を検収担当職員に任命して納品検査を実施すること。
- ・ 補助金の不適正な支出の疑いが生じ、適切な検収事務を怠っていた場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を返還すること。

##### 旅費、謝金の支出における適正化

- ・ 事務職員による確実な事実確認を徹底すること。

## 2 経費管理体制等に関するチェック機能の強化

### (1) 補助金の管理責任者の報告

交付申請の際に、研究機関としての経費管理責任者及び補助事業ごとの経費管理担当者を報告させることにより、会計処理責任の所在を明確化する。

### (2) 研究者によるルールの遵守

採択された研究者から、補助金の交付申請時に、補助条件等のルールを遵守し、不正行為を行わない旨を誓約させる。

### (3) 補助金応募手続きにおける機関管理状況報告の組入れ

補助金への応募は、所属機関が研究者個人の応募書類を一括して提出することとしているが、次年度から、併せて、所属機関における経費管理・監査等の実施状況報告書を副申させ、機関の経費管理状況等を検証する。

\* 平成20年度公募要領において改正し、平成19年度応募分に係る実施状況については、別途各研究機関に提出を依頼する。

### (4) 研究機関に対する実地検査の実施

文部科学省及び日本学術振興会において、補助金の交付を受けている研究機関の経費管理状況に関する実地検査を実施する。

### (5) 研究機関に対するペナルティーの実施等

研究機関における経費管理体制が十分でない場合には、その改善を指導する。さらに、経費管理体制の改善への対応が適切でない場合や経費管理体制の不備により悪質な不正使用事案が発生した場合には、研究機関に対する間接経費の減額査定等のペナルティーを実施する。

\* 特に1(1)及び2(3)～(5)については、「研究機関における公的研究費の管理・監査の実施基準(ガイドライン)(仮称)」に基づく文部科学省の競争的資金制度全体としての取組との整合性を図りつつ実施する予定。

### 3 研究成果公開促進費等（機関管理でない研究種目）の管理体制の改善

- (1) 研究機関に所属する研究者が行う事業については、機関管理を義務化し、機関のルールに従った管理・監査体制に移行する。

\* 今後、必要事項を「研究機関使用ルール」に追加する予定。

- (2) 学会等が行う事業については、以下のとおり、日本学術振興会等における監査体制等を強化する。

計画調書において、補助金の管理体制についても記述を求め、審査の際の評価項目に追加する。

補助金の内訳については、各経費の見積もりに対する積算根拠の提出も要求する。

契約に基づく支出行為は、原則として競争入札に基づくこととし、随意契約を必要とする場合は、理由書の提出を求め、厳正に審査する。

補助金執行に関する実績報告書提出時に、収支簿及び預金通帳の写しについても提出を義務化し、明細を精査する。（費目間流用についても確認）

実地検査の実施を強化する。

経費管理状況に関する報告を求め、経費の執行状況に関する調査を実施する。問題がある場合は、改善措置を要求する。

不正経理があった場合、学会等に対する交付制限等の措置を実施する。